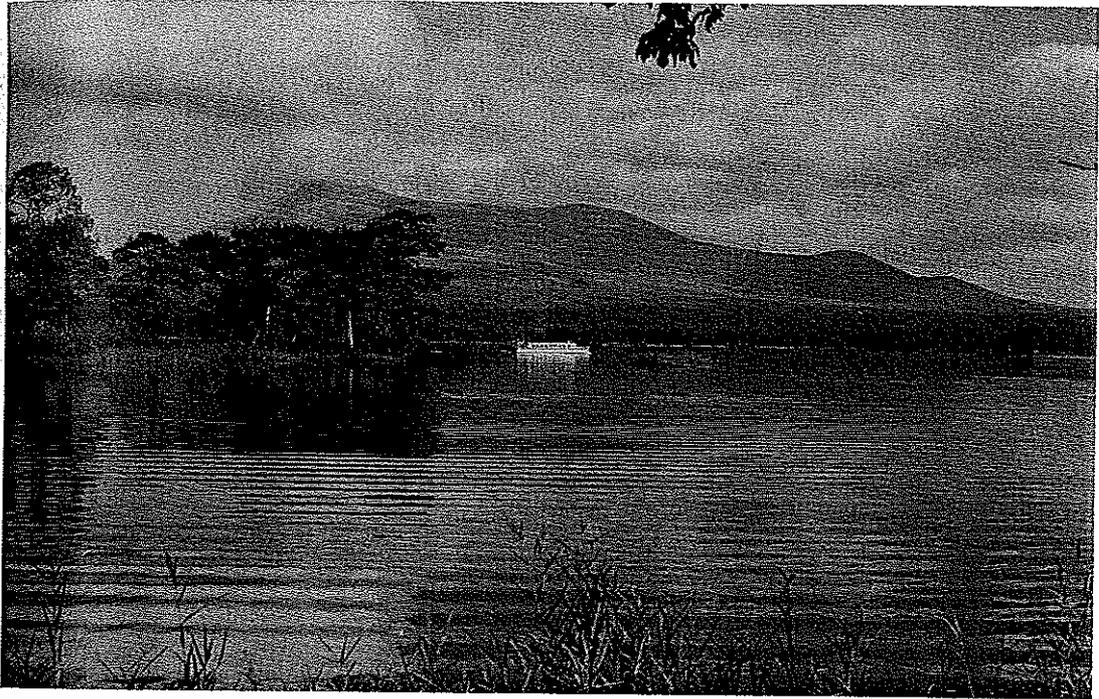


行政ほっかいどう '79.9



初秋の大沼固定公園（道観連提供）

目 次

総会後の本会のうごき..... 2	私の業務体験..... 6
品位の保持（その2）..... 2	昭和53年年計報告分析結果..... 8
道内11支部が総会を終る..... 2	戸籍法に基づく諸届の改正..... 11
第87回衆議院 運輸委員会議録 3	会員名簿について..... 11
第87回衆議院 交通安全対策特別委員会議録 4	告知板..... 12
	編集後記..... 12

北海道行政書士会

て
よ
る
て
回
様
こ
ぎ
い
り
ら
り
し
し

総会後の本会のうごき

54. 6. 1
正副会長会議(事務局)
6. 8
登録資格審査委員会(事務局)
6. 11
報酬額運用要領改訂打合せ(片岡ビル)
役員・綱紀委員合同会議(雪印健保会館)
6. 12
佐々木副会長、社労士会総会出席
6. 19
葛西副会長、旭川支部総会出席
6. 21
総務部会(片岡ビル)
6. 22
佐々木副会長、税理士会総会出席
6. 23
企画・業研部会(北海道婦人文化会館)
6. 28
日行連総会出席の各代議員出発
7. 5
会報(総会特集号)編集会議(事務局)
7. 6
監察部会(さっしんビル)
7. 10
登録資格審査委員会(片岡ビル)
7. 13
経理部会(片岡ビル)
7. 14
法改正対策打合せ(片岡ビル)
7. 15
総務部会(片岡ビル)
7. 19
常任理事会(片岡ビル)
7. 28
車庫証明専門部会(片岡ビル)
8. 7
会報編集会議(事務局)

54. 8. 9
登録資格審査委員会(片岡ビル)
8. 10
監察業務担当者合同会議(雪印健保会館)
8. 11
支部長会(雪印健保会館)
8. 12
理事会(片岡ビル)

品位の保持(その2)

依頼人は、許認可申請の準備に多額の投資をすることがあります。行政書士は書類だけ作ればよいという考え方ではなく、依頼人の立場も十分考慮に入れて業務を処理してください。

医師は、頼まれれば手術をすればよい。後はどうなろうと知ったことではないという無責任な仕事のやり方は、信頼を失い破滅につながります。

支部総会開催状況

- ・札幌支部
54. 5. 26 (札幌市都市会館) 構成員443名、出席237名、事業報告、事業計画、決算・予算、役員改選を行い支部長に伊藤正敏氏を選任。
- ・函館支部
54. 5. 19 (函館市市職員会館) 構成員108名、出席36名、事業報告・決算・規則改正事業計画・予算、役員選出を行い支部長に黒島宇吉郎氏を選任。
- ・小樽支部
54. 4. 28 (小樽市錨屋会館) 構成員63名、出席46名、事業報告・決算・事業計画・予算、役員改選、代議員選出を行い支部長に松本重一氏を選任。
- ・空知支部
54. 5. 25 (岩見沢市平安閣) 構成員81

名、出席64名、事業報告・決算・事業計画・予算、役員改選、代議員選出を行い支部長に土田清五郎氏を選任。

- ・旭川支部
54. 6. 19 (旭川市旭川労働会館) 構成員130名、出席46名、事業報告・決算・事業計画・予算、代議員予選を行う。
- ・宗谷支部
54. 8. 6 (稚内市車屋) 構成員10名、出席9名、事業報告・決算報告・事業計画・予算を行う。
- ・網走支部
54. 6. 24 (北見市市民会館) 構成員(代議員)28名、出席26名、役員9名、事業報告・決算報告事業計画・予算・支部規程一部改正、役員選出を行い支部長に今野藤男氏を再選。

- ・苫小牧支部
(定)54. 6. 2 (臨)54. 7. 21 (苫小牧市市民会館) 構成員44名、出席35名、事業報告・決算報告・支部規程の一部改正、事業計画・予算・役員選出を行い支部長に河合基一氏を選任。
- ・十勝支部
54. 5. 18 (帯広市宮崎ホテル) 構成員106名、出席74名、事業報告・決算報告・事業計画・予算。
- ・釧路支部
54. 6. 23 (釧路市栄町会館) 構成員70名、出席24名、事業報告・決算報告・特別会計報告・事業計画・予算・代議員予選を行う。
- ・根室支部
54. 7. 7 (根室市まるしめ) 構成員16名、出席10名、事業報告・事業計画・予算・決算。

第87回 運輸委員会議録(第9号)

—車庫証明関係抜すい—

昭和54年4月27日(金曜日)

○藪仲委員

それでは次に、自動車局関係の問題について2、3お伺いいたしておきます。これは運輸行政上の基本的な問題について行政当局がどうお考えになっているか、その行政のあり方について確認をする意味で質問をさせていただきますので、そういう意味合いにおいて御答弁をいただければありがたいと思います。

まず私は、最近、乗用車の登録の際に、いわゆる車庫証明の手続きについて、行政書士会とディーラーとの間で、新車を販売するときにトラブルがあるように聞き及んでおりますけれども、運輸省としては、これに対してどのように対応するのかその辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○梶原政府委員

自動車の検査登録関係の申請手続きにつ

ましては、ユーザーみずからが行っていただくことが原則でございますけれども、年間約三千七百万件に上る申請件数の大部分は、ディーラーとか整備事業者がユーザーの委任を受けて当該手続の代行をやっているというのが実情でございます。この申請手続の代行事務のうち、申請書の作成事務につきましては、かねてから行政書士法との関連で調整が必要とされておりまして、運輸省におきましては、代行業務の円滑な実施の確保を図るため、先般来、関係者、これは行政書士会側と自動車販売その他の関係団体でございますが、この両者に対しまして指導等を行ってきたところでございます。

今後とも、運輸省におきましては、関係当事者間の円満提携のもとに当該業務が確実に的確に行われることを強く期待してお

るところでございます。

○藪仲委員

いま局長が申された、いわゆる行政書士会とディーラーとの間で話し合いをして得た結論というものがはっきりしているのをごさいますれば、この際、ここで御答弁いただきたいのですが……。

○梶原政府委員

自治省と私ども運輸省とが関係団体を指導いたしまして、52年10月に合意確認書というのを交換していただいております。その内容によりますと先ほど御指摘のございました車庫証明の仕事につきまして、両者が合意点に達する方法によって、できるだけ両者が円満に仕事をやっていく、かいつまんで申しますと、そういう内容になっているわけでごさいます。今後、両団体の間で話し合いを詰めていく、全国団体のレベル、それから各地のレベルにおきまして話し合いを進めていく、こういう形になっているわけでごさいます。

○藪仲委員

合意書の内容は、いまお持ちじゃないの

ですか。

○梶原政府委員

合意確認書の基本に盛りられております車庫証明の申請に関する基本方針でございますが、まず第一点は、セールスマン等はユーザーに対し自動車保管場所証明書、いわゆる車庫証明書でございますが、その交付申請は必ずユーザー自身が記入作成するように勧めるものとする。第2番目といたしまして、ユーザーがみずから交付申請書を作成しない場合には、セールスマン等はユーザー自身が行政書士に直接依頼するよう勧めるものとする。こういう内容になっておりまして、先ほど申しましたような自販連と行政書士会の間におきまして協議を進めていく、こういう内容になっているわけでごさいます。

○藪仲委員

よくわかりました。どうか行政指導によりまして、業者間あるいは行政書士会と好ましい円滑な運営が図れるようによろしく願いをいたしておきます。

第87回国会衆議院 交通安全対策特別委員会議録 (第5号)

—自動車検査登録書士法関係抜すい— 昭和54年4月26日(木曜日)

○寺前委員

最近私の手元に相反する意見の2つの要望、陳情が出てきているわけです。1つは日本自動車会議所というところから自動車検査登録書士制度の創設に関する要望書、もう1つは立法化反対陳情書、これは行政書士会というところからです。それぞれ相反する意見が出てきているのですけれども、これは一体どういうふうな見解をお持ちなのか。検査登録というのはそもそも本人がするんだらうけれども、本人がするに当たってややこしいものだから、ややこし

ければサービスするのはしかるべき当該の行政機関が大体サービスする性格だ。行政機関に協力してサービスする人があるならば、商売上サービスした方がいいんだというのだったらそれはサービスとしてやっておったらい話だ。それでいろいろなサービスがある。不安だという人が、それでは商売にしておられる行政専門の人いろいろわからぬから頼みます。大体これが常識的な物の見方だと思うのですよ。ところが、これまた別の専門の、この分野だけの行政のあれができてくる。こういうものが制度

化されてくると、行政機関の方も仕事がいっぱいあってややこしいものだから、あそこへ行って頼んでやってもらいな、こんなことになってくると、行政機関としてもやり方としては正しくないだろうというふうには私は思うわけです。何といたってもそもそも行政手続をするのは本人の側ですから、本人の側がやるに当たって、ともかく金がかからずにうまいことやれるのが一番本人にとっては助かるのですから、その立場から見て相反する意見が出てきていることに対して、当局としては一体どういうふうにごさいますか、説明をしていただきたい。

○梶原政府委員

自動車の検査登録関係の申請手続につきましては、ユーザー自身が行うことが原則でございますが、年間約3,700万件に上る申請件数の大部分はディーラーとか整備事業者がユーザーの委任を受けてその手続きの代行をやっているのが実情でございます。これらの申請手続の代行業務のうち、申請書の作成事務についてかねてから、先生ただいま御指摘のございました行政書士と自動車関係諸団体との間で調整が必要とされまして、運輸省におきましても代行業務の円滑な実施の確保を図るため、先般関係者に対する指導等を行ってまいったところでございます。御質問のとおり、自動車検査登録書士法案につきまして議員立法の検討が進められているように承っているわけでごさいます。運輸省といたしましては、関係当事者間の円滑、協調のもとに当該業務の的確な遂行が確保できることを希望しているわけでごさいます。

○寺前委員

時間もないからあれですが、要するに行政書士会の諸君たちというのは、長年自分がやってきている職域をつぶすなよという

ことを含んでいるんだらうと私は思うのです。必ずいろいろな問題が起こってくる過程はそういうことになると思うのです。したがってそういう人たちの意見を無視するようなやり方をさせては困るというのが一つの問題点だろうと私は思うのです。その点は十分に配慮してこういう問題に対処していくということを考えておられるのかどうかをもう一度聞いておきたいと思うのです。

○梶原政府委員

実態から申しますと、先ほど御答弁申し上げましたように、自動車検査登録関係の申請手続につきましては、ディーラーなり整備事業者、全国に約20万ほどいらっしゃるわけでごさいます。その方が担当してこられたわけでごさいます。

その際問題になりますのは、報酬を得てやるということにつきましては行政書士法との関連が出てまいるわけでごさいます。私どもといたしましては、この検査登録関係の申請手続の中で、車庫法に関するものにつきまして両関係団体の間に立ちまして円満な話し合いを慫慂してまいった、こういう実情にごさいます。今後におきましても両当事者間が円満、協調して的確な業務が行われることを期待していることは、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

○寺前委員

それでは終わります。



私の業務体験

苫小牧市元中野町2丁目5-2

酒井清蔵

大正7年10月31日生

永かった公務員生活に終止符を打ち、昭和50年4月1日付けで依願退職、在職約34年間。これまで一つの殻にはまった生活から解放され全く自由な社会人となった。

私の人生観もこの日から変った、だが一般社会に対する奉仕の気持だけは変らないこの気持は私の約34年間の生活の染みかも知れない。

昭和13年12月現役兵として関東軍歩兵第87聯隊に入隊したが、不幸にして病魔に倒れ、昭和15年5月兵役免除となり帰郷、以後療養と健康回復に努めた結果、健康に自信が付き昭和17年3月、北海道庁職員採用試験に応募、同年7月より北海道庁警察部嘱託職員として、道警苫小牧警察署経済係石油規制係として勤務することになったのが警察との関係の始まりであり、以来33年間の間お世話になった。

在職中は随分と種々な仕事をしたが、その大半は事務関係の仕事が主で特に交通、防犯、警務（給与、厚生、庶務）関係が長かったので、退職後は自宅で気楽に出来る仕事をとということで先輩の勧めもあり行政書士業に入った訳である。

誠に申し訳のないことであるが、私は行政書士という職業について、その業務の内容といおうか、書士業に対する知識を全く知らなかった。本当に恥かしい話である。

登録手続きを終り事務局より送られてきた行政書士業務必携、その他業務資料を見て始めて仕事の複雑性、特に書士業の重要性を知り驚いたものだ。書士法第1条の「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出

する書類」ここまではよかったが「その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成を業とする。」との規定、これは大変な仕事に飛び込んでしまったと、これは私の本音である。

当初私は、行政書士は他人に代わって通常の文書の作成をする仕事としか考えておらず（昔の代書人当時の仕事であるとの知識しか持っていなかった。）

昭和50年5月末開業すべく準備をしたが、まず開業しても仕事があるのか、またどんな仕事があるだろうか、仕事の処理がうまく出来るだろうか、ということが心配になりとりあえず既に開業している先輩が私の退職を知り、仕事を手伝って欲しいとの話もあり、この際事務見習いのつもりで先輩の事務所通いが始まった。また暇をみては書籍店に足を運び、書士業に関係のある参考書を手当り次第むさぼり読んだ（若い頃から古本屋の立ち読みは得意な方であり読書は好きであった。）書籍店通いで随分と立ち読みもしたが、知らずしらずのうちに買い求めた参考書は〇〇万円にもなり、妻に「事業をやるにはやはり握りこぶしでは始められない、資本が必要だね」と馬鹿にされたものです。

何せ新前、それも60歳近くになっての勉強で仲々頭がうまく回転してくれないので随分と苦勞をした。

先輩の事務所通いをして3カ月位して色々事務所開き（事務所は最初自宅6畳間を使う考えでいたが、来訪者の利便を考え自宅西側に3坪の部屋を増築し、玄関を付け独立した事務所とした。）

最初の訪問者は、金銭貸借問題についての内容証明書の作成依頼であった。この事務は、在職中防犯関係で、困りごと相談等の事務処理をした経験を生かし、六何の原則に基づき依頼人の申し出に添うように作

成し、どうやら目的を達成することが出来た。

次の訪問者は、協同組合設立申請関係の依頼であった。依頼者は、以前からの知り合いであり（第三人）私が開業したことを知り関係書類作成方の依頼をして来た。開業1年生にこんな大きな仕事出来るだろうかと心配になり、発足予定日等を聞きとにかく引き受けることにし、初めての仕事でもあり少々時間を貸して欲しい、と依頼者の承諾を得て、失敗しては一大事と思い、まず法人設立についての関係法令（商法等は在職中あまりみたことはなかった）の研究から取り組んだ。何せ刑法、刑訴、道交法、その他取締り関係法令には少しく自信はあったが、民事法、商法となると全くの素人であり、在職中の昇任受験勉強をするよりつらい思いであった。

約20日位してどうやら法人設立についての要領、必要書類の取りまとめ方法等について研究を重ね、道商工課、道中小企業団体中央会、地元商工会等にも足を運び指導を受け、更に知り合いの会社の定款を借用し、色々書類の作成に取り組んだ。私にとっては大仕事であった。

特にこの組合は、北海道では初めての出願とのこと、（食肉原料販売協同組合、資本金300万円、組合員18名、それに事業資金の借り入れ5千万円）定款、会議録、事業計画、収支予算書、組合員各人の資産調書等々、こんなに手数のかかる仕事を引き受けてしまい、途中で投げ出す訳にもゆかず全く五里霧中（この間急ぎの仕事は別として通常の書類作成依頼もあったが、その方は先輩の事務所処理して頂いた。）

どうやら3カ月程かかり約束の期日までに書類が完成し、支庁、道庁、中小企業団体中央会と、それぞれの関係方面に申請書を添えて提出した。はたしてこの書類がす

んなりと通るだろうか、と心配であった。ところがあんたがたがわず数日後に中央会より呼び出しがあった。出頭して驚いた。

説明によると「書類は大変立派に出来、これでよいが文書の中の文字が略字や変体仮名があるので書き直して欲しい」とのことである。在職中は随分と起案や通達文書等の作成もし、書くことには自信があり、誤字、脱字には相当注意したつもりだが、略字、変体仮名等については全く気付かず作成してしまい、大切な書類の作成に当りもっと注意しなければ、と文字の大切さ、正しい文字を書くということは今更ながら痛感した。（タイプがあればこんな恥をかかずに済んだものを）と後悔したが、現在もタイプを備え付けるだけの余裕もないので、相変わらず手書きで仕事をしている。

どうやらこの仕事も終り一段落くしたころ、今度は個人タクシーの申請依頼があった。この時も仕事の要領がわからず、本会事務局のご紹介により、現副会長の葛西先生のご指導を戴き、更に大切な資料をお借りし無事手続きを終った。

私は常々考えていることは、何んといっても他人の力を借りる前に、先ず自分自身で研究しその仕事に徹することの必要性、なんとかなるだろう、と安易な考えで仕事に取り組んでは失敗する、努力して知り得たことは忘れないものだということ。お陰様で最近ではどうにか自分なりの仕事出来るようになった。（時には先輩先生のご指導を仰ぐこともありますが）

また業務誘致については、退職後間もなく町内会の雑用をしておりましたので、専ら町内の顔見知りの方々を通じ、仕事のあっせん方を依頼し、その傍ら町内住民の相談役、困りごと相談の聞き役等をしており小さい仕事は切れ目なくあります。

次に業務遂行上の心掛けとして、常に誠実で迅速確実、笑顔をもットーとして業務

処理に当たっております。

本会役員及び会員皆様の良きアドバイスを受け開業以来5年目、仕事も一匹狼的存在ではあるが多種多様、風俗営業食品衛生関係の仕事が最も多く、法人設立、交通事故、車両登録、その他一般文書の作成とよろずの仕事をしており、変わった仕事といえば、賞状、感謝状等の作成や時々墓碑の下書き看板等も依頼されます。

最後に、私は、初めての仕事に取り組む場合仲々同業の方々には聞けない場合があるので、そんな時は参考書や基本書をよく読むことと、提出窓口の担当者に礼を尽して教えを乞うことが望ましいと考えます。

石の上にも3年、この3年間自己流ではあったが本当に苦しい3年でした（仕事でこんで来たときは朝3時か4時に起床して事務処理をしたこともあった）

どうやら1人前の書士になるには、まだまだ程遠いことでありませうが、今後共会員の皆様のご指導をお願いするとともに北海道行政書士会の益々のご発展をこの紙上をおかりして祈念いたします。

とかく社会的信用が増してくると昔の苦しかったことが忘れ勝ちです。また自らの力だけで成功したと思勝ちですので、今後は一層身を引き締めて努力する覚悟で参りたいと考えております。

昭和53年年計報告の分析結果

(企画部)

1 提出状況はどうであったか

昭和53年の年計報告は、複雑な附帯調査をあわせて実施しましたが、皆様のご協力により提出率76.4パーセントという成績を収め、提出率はおおむね良好でした。80パーセントを超えた支部は、小樽支部の87.8パーセントが第1位で、日高、旭川、十勝がいずれもこれに次ぐよい成績でした。

昭和53年年計報告提出状況調

支部名	提出該当者数	提出者数	未提出者数	提出率	備考
札幌	352人	249人	103人	70.7%	
函館	78	61	17	78.2	
小樽	49	43	6	87.8	
空知	67	53	14	79.1	
旭川	97	81	16	83.5	
留萌	15	11	4	73.3	
宗谷	8	6	2	75.0	
網走	110	87	23	79.1	
室蘭	47	36	11	76.6	
苫小牧	37	25	12	67.6	
日高	13	11	2	84.6	
十勝	91	76	15	83.5	
釧路	56	43	13	76.8	
根室	16	10	6	62.5	
計	1,036	792	244	76.4	

注 提出該当者数とは、昭和53年1月1日から同年12月末日まで引き続き会員として在籍し、報告期限の昭和54年1月末日現在において会員であった者をいう。

2 分析作業の基本をどのようにしたか

(1) 年計報告の訂正

ア 「労務」の欄に報酬額を記入し、附帯調査の方で「昭和53年中最も収入の多い併有格の名称」欄に、㊸社会保険労務士を表示してあるものは、労務の報酬額を削除した。

イ 「その他」の欄の備考欄に内容の記載があるものは、その内容に応じて正しい業務区分の方へ移記した。

(2) 分析方法の基本

分析作業を展開するにあたって、次のとおり三つの区分を行い、それにより分析を行った。

ア 行政書士業務の所得が他の所得より多い者（以下「行政書士を主とする者」という。）

イ 行政書士業務の所得より、他の所得の方が多い者（以下「行政書士を従とする者」という。）

ウ 行政書士としての報酬額が零であった者（以下「報酬額零の者」という。）

3 行政書士所得の比重による会員の区分はどのような構成になっているか。

行政書士を主とする者	124名	16%
行政書士を従とする者	571名	72%
報酬額零の者	97名	12%

となっており、行政書士を兼業とする会員が圧倒的多数を占めている。

4 会員の本業はどのようなになっているか

行政書士を本業としている者は前述のとおり僅かに16%に過ぎず、他の士業を主とする会員が55%と主体をなしており、士業以外の職業又は所得に依存している会員が29%となっている。

収入の最も多い業務等	行政書士を主とする者	行政書士を従とする者	報酬額零の者	計	構成率	
1. 行政書士の業務	124人	—人	—人	124人	15.7%	
2. その他の士業	—	409	28	437	55.1	
内訳	司法書士業務	—	162	5	167	21.1
	社労士	—	93	3	96	12.1
	土地家屋調査士	—	46	13	59	7.4
	税理士	—	69	1	70	8.8
	宅建業	—	5	1	6	0.8
	測量士	—	11	2	13	1.6
	建築士	—	23	3	26	3.3
海事代理士	—	—	—	—	—	
3. その他	—	162	69	231	29.2	
計	124	571	97	792	100.0	

5 一人当り報酬額はどれ位であったか

会員一人当り報酬額は次表のとおりである。

区分	報酬総額	会員数	一人当り報酬額
行政書士を主とする者	90,407万円	124人	729万円
行政書士を従とする者	42,339	571	74
報酬額零の者	—	97	—
計	132,746	792	168

6 業務区別の報酬はどのような順位であったか

業務区別にみた報酬額は次表のとおり、全体的には「運輸交通」、「建設土木」、「労務」、「経理」、「農地」等の順になっているが、行政書士を主とする者と従となる者では順位に相違が見受けられる。

(単位万円)

区分	報酬額順	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	計							
行政書士を主とする者	運輸交通	54,580	労務	12,113	建設土木	8,380	経理	7,032	民事	3,903	その他	2,339	農地	1,686	風俗衛生	374	90,407
行政書士を従とする者	建設土木	10,666	農地	8,879	運輸交通	5,905	民事	4,990	その他	4,374	経理	4,093	労務	2,988	風俗衛生	444	42,339
計	運輸交通	60,485	建設土木	19,046	労務	15,101	経理	11,125	農地	10,565	民事	8,893	その他	6,713	風俗衛生	818	132,746

7 報酬額層別会員数はどのようにになっているか

報酬額層別会員数は、報酬年額100万円未満の者が圧倒的に多く496名で62.6%を占め500万円を超えるものは51名6.3%と少く、全く報酬額のなかったもの97人12.3%は以外に多い数を占めている。

報酬年額	行政書士を主とする者	行政書士を従とする者	報酬額零の者	計	構成率
0	—人	—人	97人	97人	12.3%
100万円未満	31	465	—	496	62.6
100万円~300万円	43	81	—	124	15.7
300万円~500万円	13	11	—	24	3.0
500万円~700万円	9	5	—	14	1.8
700万円~1,000万円	8	5	—	13	1.6
1,000万円以上	20	4	—	24	3.0
計	124	571	97	792	100.0

8 会員の年齢層別状況はどうなっているか

会員の年齢層別状況は、50歳代の層が最も厚く26.6%を占め、次は40歳代の18.6%となっており、40代と50代を合すると約半数に近い45.2%となる。最も薄い層は20歳代の2.1%、次は75歳以上の4.4%と若年層と高年層が最も低い比率を示している。

年齢層	行政書士を主とする者	行政書士を従とする者	報酬額零の者	計	構成率
20歳~29歳	8人	6人	3人	17人	2.1%
30歳~39歳	25	59	7	91	11.6
40歳~49歳	15	117	15	147	18.6
50歳~59歳	31	150	30	211	26.6
60歳~64歳	11	90	14	115	14.5
65歳~69歳	19	73	14	106	13.4
70歳~74歳	13	45	12	70	8.8
75歳以上	2	31	2	35	4.4
計	124	571	97	792	100.0

9 開業期間別会員数はどのようにになっているか

開業期間別会員数は、5年未満ものが292名で最も高い比率を占め、開業が長くなるにつれて次第に低く、20年以上の開業者は68名で8.6%と最も低い構成率を示している。

開業期間	行政書士を主とする者	行政書士を従とする者	報酬額零の者	計	構成率
5年未満	60人	182人	50人	292人	36.8%
5年~10年	41	166	27	234	29.5
11年~19年	19	163	16	198	25.1
20年以上	4	60	4	68	8.6
計	124	571	97	792	100.0

「戸籍法に基づく
諸届はすべて1通に。」

会員名簿について

非本籍地のものであっても、戸籍法に基づく諸届はすべて1通提出すればよいように、札幌市、江別市、広島町において、10月1日から改正される旨通知がありました。なお、届書は1通ですが添付書類の通数は後述のとおりです。

また、札幌市、江別市、広島町のほか全道的に改正の動きがあるようですからご注意ください。

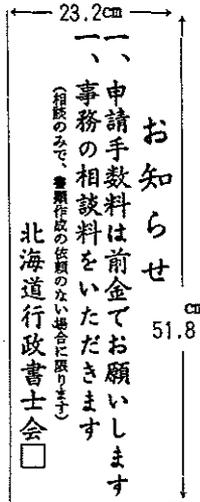
今回送付致しました会員名簿は昭和54年8月1日現在で調製いたしました。その後の異動については次号(115号)の会報に登載してお知らせいたします。





業務用掲示表 の無料配布

業務用の掲示表「お知らせ」を次のとおり作成しました。ご希望の方には、次号の会報に同封して無償でお送りしますので、はがきで「お知らせ送れ」とお申し込みください。



— 会費納入について (お 願 い)—

54年度第2期分(7月~9月)会費未納の方は至急納入されるようお願いいたします。

◎御注意

会費を6月分以上滞納した場合は、みなす退会制度の対象になりますので十分御注意ください。(会則第69条・会則施行規程第46条参照)

— 変更届は必ず提出を—

住所、事務所所在地、電話番号等を変更した場合は至急変更届を所属支部経由で提出してください。(書式は会則規程集にあります。)

編 集 後 記

夏場は兎角体調をくずし勝ちなもので、特に今年の夏は暑かったり寒かったりで、かくいう編集子も先月上旬よりすっかり体調をくずし、仲々立ち直る機会を失っておりますが、会員の皆様はいかがでしたでしょうか。

川柳にこんなのがあります。

「脱き過ぎて家が一番いいと言う」などといっていると「夏風邪は勝手にひく」ことになり、また「ステテコでいる不行儀もいつか秋」で間もなく秋風の吹く季節となりますが、どうか体調を整え益々御精進の程を。

私達も本年度の編集計画に基づき、皆様の会報、読んで頂く会報編集に全力投球いたします。一層の御支援と御協力をお願い致します。(下国)



'79. 9 第114号・昭和54年9月1日発行

発行人 榎波 弥一郎
編集人 下国 富士夫
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区南2西4 小原ビル4F
電話 (011) 221-1221
221-1222